



和歌山市公報

令和5年（2023年）2月28日
号外第5号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【 条 例 】

番号		ページ
1	個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例・・・（総務課）	2
2	和歌山市市民憩の家条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（高齢者・地域福祉課）	3
3	和歌山市事業再構築支援基金条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・（産業政策課）	3
4	和歌山市チャレンジ新商品認定審査会条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・（商工振興課）	3
5	和歌山市立学校条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課）	4
6	和歌山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（建築指導課）	4

【 規 則 】

3	和歌山市市民憩の家条例施行規則を廃止する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（高齢者・地域福祉課）	7
---	---	---

【 告 示 】

68	公示送達（令和4年度第6期及び第7期介護保険料督促状）・・・・・・・・・・・・（介護保険課）	7
69	生活保護法の規定により指定した施術機関からの廃止の届出・・・・・・・・・・・・（生活支援第1課）	8
70	生活保護法の規定による施術機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生活支援第1課）	8
71	公示送達（令和4年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・（保険総務課）	8
72	公示送達（令和4年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・（保険総務課）	8
73	身体障害者福祉法の規定により指定した医師からの辞退の届出・・・・・・・・・・（障害者支援課）	9
74	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	9
75	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	10
76	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	11
77	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	11
78	公示送達（令和4年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課）	12
79	和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づく指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（スポーツ振興課）	12
80	令和4年度補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	12
81	公示送達（市県民税（普通徴収）督促状、及び軽自動車税（種別割）督促状）・・（納税課）	12
82	公示送達（令和4年度第3期から第7期まで国民健康保険料督促状）・・・・・・・・（国保年金課）	12
83	公示送達（令和4年度国民健康保険料更正通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	13
84	身体障害者福祉法の規定により指定した医師からの辞退の届出・・・・・・・・・・（障害者支援課）	13

【 公 告 】

○	新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（新型コロナウイルスワクチン接種調整課）	13
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	15
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	15

【 市議会規則 】

- | | | |
|---------------------------|---------|----|
| 1 和歌山市議会傍聴規則の一部を改正する規則 | （議事調査課） | 15 |
| 2 和歌山市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則 | （議事調査課） | 16 |

【 選挙管理委員会告示 】

- | | | |
|---|--------------|----|
| 5 和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所 | （選挙管理委員会事務局） | 16 |
| 6 和歌山市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の区画総数等 | （選挙管理委員会事務局） | 16 |
| 7 和歌山市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場に選挙運動ポスターの掲示を開始する日 | （選挙管理委員会事務局） | 16 |
| 8 選挙管理委員会の招集 | （選挙管理委員会事務局） | 17 |

【 人事委員会規則 】

- | | | |
|--------------------------------------|------------|----|
| 1 和歌山市人事委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則 | （人事委員会事務局） | 17 |
|--------------------------------------|------------|----|

【 教育委員会告示 】

- | | | |
|------------|---------|----|
| 3 教育委員会の招集 | （教育政策課） | 17 |
|------------|---------|----|

【 条 例 】

個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

令和5年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第1号

個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（和歌山市手数料条例の一部改正）

第1条 和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第39条の見出し中「和歌山市情報公開条例等」を「個人情報の保護に関する法律等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号）、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年条例第128号）、和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）及び和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）に基づく事務に関し、次に掲げる金額を手数料として請求者から徴収する。

（和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第2条 和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年条例第128号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号。以下「個人情報保護条例」という。）第42条」を「、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項及び和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

審査会は、必要があると認めるときは、審査会に諮問をした実施機関（情報公開制度にあっては情報公開条例第2条第1号に掲げる実施機関をいい、個人情報保護制度にあっては和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）第2条第1項に掲げる実施機関及び議会をいう。以下同じ。）に対

し、情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る公文書（以下単に「公文書」という。）又は個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項若しくは議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項若しくは第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（以下単に「保有個人情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書及び保有個人情報の開示を求めることができない。

第7条第3項中「公開等決定に係る」及び「開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る」を削る。

（和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

第3条 和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成12年条例第129号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

（1）和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第9条及び和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第50条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

第2条第2項中「個人情報保護条例第2条第1号に掲げる実施機関」を「個人情報保護法施行条例第2条第1項に掲げる実施機関及び議会」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年2月28日揭示済）

和歌山市市民憩の家条例を廃止する条例を公布する。

令和5年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第2号

和歌山市市民憩の家条例を廃止する条例

和歌山市市民憩の家条例（昭和50年条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和5年2月28日揭示済）

和歌山市事業再構築支援基金条例を廃止する条例を公布する。

令和5年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第3号

和歌山市事業再構築支援基金条例を廃止する条例

和歌山市事業再構築支援基金条例（令和4年条例第20号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和5年2月28日揭示済）

和歌山市チャレンジ新商品認定審査会条例を廃止する条例を公布する。

令和5年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第4号

和歌山市チャレンジ新商品認定審査会条例を廃止する条例

和歌山市チャレンジ新商品認定審査会条例（平成25年条例第39号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年2月28日掲示済）

和歌山市立学校条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第5号

和歌山市立学校条例の一部を改正する条例

和歌山市立学校条例（昭和48年条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1 和歌山市立安原小学校吉原分校の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年2月28日掲示済）

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第6号

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例

和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条第18号の次に次の1号を加える。

(18) の2 建築物の延べ面積の認定申請手数料	1件	27,000円
--------------------------	----	---------

第19条の4第1項第1号ア及びイを次のように改める。

ア 住宅部分（性能基準による審査）

（ア）住戸部分（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（ウ及び次条において「共同住宅等」という。）の共用部分（住宅の用に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。（イ）及びウにおいて同じ。）以外の部分をいう。（ア）において同じ。）又は一戸建ての住宅

住戸部分又は一戸建ての住宅の床面積の合計が

a 100平方メートル以下

（a）適合証（建築基準法に規定する指定確認検査機関、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅品質確保法に規定する登録住宅性能評価機関が発行する低炭素建築物の技術的審査に係る適合証をいう。以下この号において同じ。）の添付がないもの 30,000円

（b）適合証の添付があるもの 5,000円

b 100平方メートルを超え200平方メートル以下

（a）適合証の添付がないもの 45,000円

（b）適合証の添付があるもの 7,000円

c 200平方メートルを超え500平方メートル以下

（a）適合証の添付がないもの 79,000円

（b）適合証の添付があるもの 12,000円

d 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下

（a）適合証の添付がないもの 107,000円

（b）適合証の添付があるもの 19,000円

e 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下

(a) 適合証の添付がないもの	166,000円
(b) 適合証の添付があるもの	36,000円
f 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	
(a) 適合証の添付がないもの	220,000円
(b) 適合証の添付があるもの	54,000円
g 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	
(a) 適合証の添付がないもの	308,000円
(b) 適合証の添付があるもの	92,000円
h 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下	
(a) 適合証の添付がないもの	439,000円
(b) 適合証の添付があるもの	144,000円
i 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下	
(a) 適合証の添付がないもの	564,000円
(b) 適合証の添付があるもの	171,000円
j 30,000平方メートルを超えるもの	
(a) 適合証の添付がないもの	596,000円
(b) 適合証の添付があるもの	174,000円
(イ) 共用部分	
共用部分の床面積の合計が	
a 100平方メートル以下	
(a) 適合証の添付がないもの	38,000円
(b) 適合証の添付があるもの	3,000円
b 100平方メートルを超え200平方メートル以下	
(a) 適合証の添付がないもの	75,000円
(b) 適合証の添付があるもの	6,000円
c 200平方メートルを超え500平方メートル以下	
(a) 適合証の添付がないもの	121,000円
(b) 適合証の添付があるもの	12,000円
d 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	
(a) 適合証の添付がないもの	141,000円
(b) 適合証の添付があるもの	16,000円
e 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	
(a) 適合証の添付がないもの	218,000円
(b) 適合証の添付があるもの	45,000円
f 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	
(a) 適合証の添付がないもの	284,000円
(b) 適合証の添付があるもの	81,000円
g 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	
(a) 適合証の添付がないもの	365,000円
(b) 適合証の添付があるもの	128,000円
h 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下	
(a) 適合証の添付がないもの	414,000円
(b) 適合証の添付があるもの	151,000円
i 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下	
(a) 適合証の添付がないもの	452,000円
(b) 適合証の添付があるもの	170,000円

j	30,000平方メートルを超えるもの	
	(a) 適合証の添付がないもの	508,000円
	(b) 適合証の添付があるもの	204,000円
イ	住宅部分（誘導仕様基準による審査）	
	(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が	
	a 200平方メートル未満	
	(a) 適合証の添付がないもの	18,000円
	(b) 適合証の添付があるもの	5,000円
	b 200平方メートル以上	
	(a) 適合証の添付がないもの	19,000円
	(b) 適合証の添付があるもの	5,000円
	(イ) 共同住宅等の床面積の合計が	
	a 300平方メートル未満	
	(a) 適合証の添付がないもの	34,000円
	(b) 適合証の添付があるもの	10,000円
	b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	
	(a) 適合証の添付がないもの	58,000円
	(b) 適合証の添付があるもの	21,000円
	c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	
	(a) 適合証の添付がないもの	105,000円
	(b) 適合証の添付があるもの	46,000円
	d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	
	(a) 適合証の添付がないもの	159,000円
	(b) 適合証の添付があるもの	82,000円
	e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	
	(a) 適合証の添付がないもの	292,000円
	(b) 適合証の添付があるもの	132,000円
	f 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	
	(a) 適合証の添付がないもの	495,000円
	(b) 適合証の添付があるもの	200,000円
	g 50,000平方メートル以上	
	(a) 適合証の添付がないもの	867,000円
	(b) 適合証の添付があるもの	303,000円
	第19条の5第1項第1号ア中「又は住戸部分」を削り、同号アに次のように加える。	
	(ウ) 200平方メートル未満（誘導仕様基準による審査）	
	a 評価書面の添付があるもの	5,000円
	b 評価書面の添付がないもの	18,000円
	(エ) 200平方メートル以上（誘導仕様基準による審査）	
	a 評価書面の添付があるもの	5,000円
	b 評価書面の添付がないもの	19,000円
	第19条の5第1項第1号イに次のように加える。	
	(ク) 300平方メートル未満（誘導仕様基準による審査）	
	a 評価書面の添付があるもの	10,000円
	b 評価書面の添付がないもの	34,000円
	(ケ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満（誘導仕様基準による審査）	
	a 評価書面の添付があるもの	21,000円

b 評価書面の添付がないもの	58,000円
(コ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満（誘導仕様基準による審査）	
a 評価書面の添付があるもの	46,000円
b 評価書面の添付がないもの	105,000円
(サ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満（誘導仕様基準による審査）	
a 評価書面の添付があるもの	82,000円
b 評価書面の添付がないもの	159,000円
(シ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満（誘導仕様基準による審査）	
a 評価書面の添付があるもの	132,000円
b 評価書面の添付がないもの	292,000円
(ス) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満（誘導仕様基準による審査）	
a 評価書面の添付があるもの	200,000円
b 評価書面の添付がないもの	495,000円
(セ) 50,000平方メートル以上（誘導仕様基準による審査）	
a 評価書面の添付があるもの	303,000円
b 評価書面の添付がないもの	867,000円

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第19条の改正規定 令和5年4月1日

(2) 第19条の4の改正規定及び第19条の5の改正規定 公布の日

(令和5年2月28日揭示済)

【 規 則 】

和歌山市市民憩の家条例施行規則を廃止する規則を公布する。

令和5年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第3号

和歌山市市民憩の家条例施行規則を廃止する規則

和歌山市市民憩の家条例施行規則（昭和50年規則第59号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和5年2月28日揭示済)

【 告 示 】

和歌山市告示第68号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年2月16日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和4年度	第6期 第7期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和5年2月28日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年2月16日揭示済)

和歌山市告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月17日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	氏名	住所又は名称及び所在地	指定年月日
和柔新6 -4	間彦和幸	さかえ整骨院（柔道整復） 和歌山市栄谷728-1 ブエナビスタ和歌山ノース103号	令和5年2月 8日

(令和5年2月17日揭示済)

和歌山市告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した施術機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月17日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	氏名	住所又は名称及び所在地	廃止年月日
和あ197- 30	中谷倫也	和歌山県有田郡湯浅町湯浅1313-10（あん摩・マッサージ）	令和4年12月1日
和は170- 2	中谷倫也	和歌山県有田郡湯浅町湯浅1313-10（はり・きゅう）	令和4年12月1日

(令和5年2月17日揭示済)

和歌山市告示第71号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年2月21日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和4年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和5年2月21日揭示済)

和歌山市告示第72号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年2月21日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和5年3月10日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年2月21日揭示済)

和歌山市告示第73号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月21日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診断する障害の種類	辞退年月日
池田昌生	池田耳鼻いんこう科院	和歌山市和歌川町9-39	聴覚機能障害、平衡機能障害、そして、 よく機能障害、音声・言語機能障害	令和5年1月1日

(令和5年2月21日揭示済)

和歌山市告示第74号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年2月22日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年2月4日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年2月7日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年2月7日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
-----	-------	--------

原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円
-------------------------------	-------	--------

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年2月22日揭示済)

和歌山市告示第75号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年2月22日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上	令和5年2月2日、同月6日、同月7日及び同月15日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年2月22日揭示済)

和歌山市告示第76号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年2月22日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年2月24日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺 自転車等放置禁止区域	令和4年11月4日及び同月12日	令和4年11月22日
J R和歌山駅東口周辺自 転車等放置禁止区域	令和4年11月10日	令和4年11月22日
J R六十谷駅周辺自転車 等放置禁止区域	令和4年11月2日	令和4年11月22日
南海和歌山市駅前周辺自 転車等放置禁止区域	令和4年11月8日	令和4年11月22日
和歌山市内一円市道上及 び無料駐輪場	令和4年11月1日、同月7日、同月8日、同月9日、同月11日、同月14日及び同月15日	令和4年11月22日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和5年2月22日揭示済)

和歌山市告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和5年2月24日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年2月24日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
27-52	和佐52号線	和歌山市布施屋874番9地先 ～ 和歌山市布施屋874番7地先	旧	64.3	3.40 ～ 3.50
			新	64.3	4.50 ～

4. 70

(令和5年2月24日揭示済)

和歌山市告示第78号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年2月27日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和4年度第9期の納期は令和5年3月9日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年2月27日揭示済)

和歌山市告示第79号

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年条例第4号）第7条第1項の規定により指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年2月27日

和歌山市長 尾花正啓

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
和歌山市立つつじが丘テニスコート及び 和歌山市立つつじが丘総合公園	つつじが丘総合公園運営グループ	令和5年4月1日から令和13年3月31日まで

(令和5年2月27日揭示済)

和歌山市告示第80号

令和5年2月27日市議会定例会において議決された令和4年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和5年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

(令和5年2月28日揭示済)

和歌山市告示第81号

市県民税（普通徴収）督促状、及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

(別紙省略)

(令和5年2月28日揭示済)

和歌山市告示第82号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法

（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期（月）別	種別	備考
令和4年度	第3期から第7期まで	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和5年3月10日に変更する。

（別紙省略）

（令和5年2月28日揭示済）

和歌山市告示第83号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和5年3月24日に変更する。

（別紙省略）

（令和5年2月28日揭示済）

和歌山市告示第84号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診断する障害の種類	辞退年月日
中山渕志	角谷整形外科病院	和歌山市吉田337	肢体不自由	令和5年1月31日

（令和5年2月28日揭示済）

【 公 告 】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和5年2月16日

和歌山市保健所
所長 笠松美恵

- 1 対象者
和歌山市に居住する生後6月以上の者
- 2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 集合契約締結医療機関

(2) 実施期間 令和3年2月17日から令和5年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げるもの（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げるもの（既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	5歳以上12歳未満の者

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記1のうち同表の右欄に掲げるもの（既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
--	---

(4) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げるものに対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（1）及び（2）に掲げるものを除く。）であつて、トジナメラン及びビル	12歳以上の者

トジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）	
--	--

組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者
---	---------

(令和5年2月16日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年2月20日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市出水字五反長5番1、6番1	和歌山市太田667番地6 医療法人有紀会 理事長 佐藤晋一

(令和5年2月20日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市朝日字四ツ辻313番6の一部、 313番7、314番5	和歌山市朝日304番地3 有限会社朝日食糧 代表取締役 川端隆男
和歌山市岩橋字中里849番24、851番、 852番	和歌山市吉田323番地 メゾンドール和歌山705号 原 邦行

(令和5年2月28日揭示済)

【 市 議 会 規 則 】

和歌山市議会傍聴規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年2月20日

和歌山市議会議長 戸田正人

和歌山市議会規則第1号

和歌山市議会傍聴規則の一部を改正する規則

和歌山市議会傍聴規則（昭和51年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し」を「傍聴券の交付を受け」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による傍聴券の交付を受けた者は、会議を傍聴する間は傍聴券を見やすい位置に着用し、傍聴を終えたときは傍聴券を返却しなければならない。

第4条中「で、議長の許可を得た者」及び「当該会期を通じて」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、報道関係者は、傍聴証その他報道機関に属することを証するものを、和歌山市職員は、和歌山市職員と分かるものをそれぞれ見やすい位置に着用しなければならない。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和5年2月20日揭示済）

和歌山市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年2月20日

和歌山市議会議長 戸田 正 人

和歌山市議会規則第2号

和歌山市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

和歌山市議会委員会傍聴規則（平成30年議会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し、」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条中「であらかじめ委員長に申出をしたもの」及び「当該」を削る。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和5年2月20日揭示済）

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第5号

令和5年4月9日執行予定の和歌山県議会議員一般選挙、令和5年4月23日執行予定の衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

令和5年2月16日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 設置箇所数 590箇所
- 2 設置場所 別紙のとおり
(別紙省略)

（令和5年2月16日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第6号

令和5年4月23日執行予定の和歌山市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の区画の総数、区画番号及び表示方法を次のように定める。

令和5年2月16日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

表示方法

- 1 区画の総数 4段52区画
- 2 区画番号及び表示方法 掲示場の区画ごとに、1から区画の総数までの一連番号を右上段から右下段の順に、順次左へ同様の順序によって各区画の中央に表示する。

（令和5年2月16日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第7号

令和5年4月23日執行予定の和歌山市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲

示を開始することができる日を次のように定める。

令和5年2月16日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

掲示を開始することができる日 令和5年4月16日（日）

（令和5年2月16日掲示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第8号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年2月21日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和5年3月1日（水）午前9時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - （1）選挙人名簿に登録するについて
 - （2）直接請求に必要な選挙人の数について
 - （3）選挙人名簿から抹消するについて

（令和5年2月21日掲示済）

【 人事委員会規則 】

和歌山市人事委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和5年2月28日

和歌山市人事委員会委員長 田中 祥 博

和歌山市人事委員会規則第1号

和歌山市人事委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

和歌山市人事委員会が管理する個人情報の保護に関する規則（平成20年人事委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年2月28日掲示済）

【 教育委員会告示 】

和歌山市教育委員会告示第3号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和5年2月27日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形 博 司

- 1 日時 令和5年3月2日（木） 午後6時から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室

3 事案

- (1) 和歌山市民図書館の管理運営について
- (2) 令和4年度末退職校長に対する感謝状授与について
- (3) 令和5年度教科書採択に係る基本方針について
- (4) 人事案件について
- (5) その他

(令和5年2月27日揭示済)